

令和7年4月 改正法(建築基準法・建築物省エネ法)の施行日前後における

令和7年3月までの **省エネ適判の受付** について

日頃、当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和7年4月から改正建築物省エネ法等が施行されることに伴う申請手続き等に対応させていただくため、省エネ適判の申請の受付等について下記のとおりご案内いたします。

3月31日までに確認済証の交付を希望される物件の**省エネ適判の申請**は、**2月25日(目安)**までに申請をお願いします。

○原則3月31日(月)までに省エネ適判通知書を交付します。

○ただし、申請者様が必要な申請図書の是正等を3月28日(目安)までに終了しないときは、省エネ適判通知書が交付できない場合があります。

この場合4月1日以降に法改正後の新申請書・図書等で改めて申請をお願いします。

改正建築物省エネ法の施行日(4月1日)後の基準で省エネ適判の交付を求める物件は、事前相談・事前協議を受け付けます。

省エネ適判の本申請は4月1日から受付となります。

○3月31日までは改正省エネ法施行前のため、改正法に対応した内容での本申請は受付できません。このため事前協議をご活用ください。

○4月1日以降に速やかに省エネ適判通知書をご希望する申請者様向けに、事前協議等をお受けします。

○事前協議の図書は改正後の新申請書・図書等になります。